

事業支援・仕事・技術・資格の情報ページ

不払いや融資など仕事・経営の相談は遠慮なく東京土建の各支部事務所まで。



事業所分会で情報交流

日野支部の鳥山幸男さん

【総合事業支援センター発】 関東総合設備工事株式会社代表取締役社長である鳥山幸男さん(58歳)と取締役総務部長の野口義高さんにお話を伺いました。



鳥山社長(左)と総務部長の野口さん

会社は、東京電力、関電工とは40年の関係で、技術技能を継承していくことを一番大切にしているそうです。外で仕事をさせていただくことで、全てがお客さんとの立場で、

47人いる社員とともに丁寧な対応を心がけています。東京土建日野支部には7年ほど前に加入しました。以前にも中野支部に加入していた、中野支部を含めれば組合歴は36年位になるそうです。

社員には組合の補助を活用

仕事で困った場合には、力を借り、仕事をお願いすることもあります。多少は無理も言えるし助かることです。経営方針は、①作業安全確保を第一とした企業風土を醸成します。②高度な技術を養成し高効率の達成を目指します。③戦略的事業展開に挑戦し利潤を追求しますの3点。現在、若い従業員がほしいため、求人募集をハローワークや職業訓練学校などに行なっています。

資格講習コーナー

お申込み、お問合せは各支部技術担当者へ

【特別教育など】

- 足場①1月18日(木) 池袋、セッティング1万7200円
- ②3月7日(水) 池袋、7千円
- チェンソー11月27、28日(土日) 西多摩支部会館、1万3千円
- ロープ高所作業2月1日(木) 池袋、7500円
- 石綿2月13日午後(火) 池袋、4200円、自由研削砥石・熱中症2月15日(木) 池袋、丸のこ・熱中症と3日間連続セッティング1万7200円
- 自由研削砥石2月14日(水) 池袋、7500円、丸のこ・熱中症と2日間連続セッティング1万4千円
- 丸のこ2月15日(木) 池袋、熱中症と同日セッティング7500円

求人

- 清掃(正規) (株)KSサービス(練馬支部) ☎090-617780
- 清掃(正規・短期) (株)OstyleCommunity(府中国立支部) ☎042-14021-8946
- 保温・タクト・冷媒(正規) (株)武蔵(府中国立支部) ☎042-15121-8095
- とび職・土木(正規) アイキャン(日野支部) ☎042-15861-6013
- 建築土木作業員(正規) (株)タクト(杉並支部) ☎3220-8400
- 空調タクト(正規) EFC(板橋支部) ☎080-30911-5671
- 塗装(正規) (株)光が丘美装(練馬支部) ☎090-35261-2979
- とび工(正規・短期) (株)一深建設(小平東村山支部) ☎070-56600-8899
- 建築金物(正規) S.F.C.工業(豊島支部) ☎090-19991-2693
- 電気工事(正規) (株)WEC(江東支部) ☎080-80521-4849
- 型枠大工(正規) (株)小古間建設(江戸川支部) ☎090-36683-0182
- 建設現場の監督および監督補佐(正規) (株)谷口実業(八王子支部) ☎042-66591-8611
- 鉄骨とび(正規・短期) (株)KUROGANE(足立支部) ☎38551-2414
- 電気工事(正規) (株)杉山建設(足立支部) ☎38581-5004

【受検準備講座】※会場池袋

一級建築士1月21日、7月上旬(日曜) 池袋、18万円
二級建築士1月18日、6月下旬(木曜夜と日曜) 池袋、18万円

【溶接】

ガス溶接2月17、18日(土日) 城東職業能力開発センター(足立区綾瀬)、1万6千円
【作業主任者】
酸欠・硫化水素(暗渠・マンホール・槽・ピット等での作業) 1月22、24日(月火水) 池袋、1万9千円

【事業所向け】

新入職者教育(法定の「雇入れ時教育」の一部と、足場特別教育・熱中症の2つの特別教育を実施) ①1月17、18日(水木) 池袋、②3月6、7日(火水) 池袋、9300円

【建設機械】

玉掛1月26、28日(金土日) 西多摩支部会館、2万1千円
車両系建設機械(整地等) 池袋、1万1千円

【建設機械】

木造建築物の組立て2月21、22日(水木) 池袋、1万1千円

【建設機械】

池袋、1万1千円

【建設機械】

池袋、1万1千円

社労士ネットの「ひと」コーナー 24

就職する(一方で採用する)というのを、法的には「労働(雇用)契約の成立」と表現します。「契約」というと難しく感じますが、「明日から1日1万円働いてくれ」「分かります」との口約束でも労働契約は立派に成立します。しかし口約束だけの労働契約は、後々トラブルの原因となりかねません。約東内容が労働基準法などの法律基準を守っていない場合は、なげればならないことばもちろん、それらを書面で契約しておくことが労使双方にとって大切です。

必ず書面での契約を

労使双方の信頼関係が前提

まず、①労働契約の期間に関する事項(有期契約の場合は期間の定めと更新の有無を含む)、②就業の場所・従事する仕事の内容、③労働時間に関する事項(始業・終業の時刻、残業の有無、休憩時間、休日や休暇等)、④賃金に関する事項(退職手当や一時金など)は最低限、次のような項目を盛り込んでおく必要があります。

これらは労基法では労働条件の絶対的明示事項として定められている事項ですが、この他にも、退職手当がある場合にはその決定・計算の仕方や支払いの時期、また賞与など臨時に支払われる賃金に関する事項、労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項なども、できる限り契約書に記載しておくことが望ましいとされています。

労働契約書を結ぶ上で最も重要なのは、その内容を互いにきちんと理解しておくことです。働く(労働)とは、本来信頼関係の上に成り立つもので、建設現場などでは、特にそうした場合が大切ではないでしょうか。労働契約書は、その労使の信頼関係を書面にしたものとも言えますから、その内容を双方が理解を深めるよう努め、お互いにそれを守ることが求められます。

池袋、1万1千円

池袋、1万1千円